

2024年12月5日(No. 528)

Contents

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

II. Lawyer's Eye

両用品目輸出管理条例の施行(2024年12月1日)

日本弁護士 横井 傑
上海オフィス顧問 丁 益

III. 中国法令アップデート

- ・両用品目輸出管理条例 ←今号の注目法令
- ・民営経済促進法(草案意見募集稿)

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にのご案内させていただいております。

第 35 回(中国メインランド)

日時:2024 年 12 月 19 日(木)

「中国×経済安全保障デュー・ディリジェンスの重点ポイント」

講師:パートナー弁護士 横井 傑

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 32 回(中国メインランド)

日時:2024 年 6 月 20 日(木)

「中国会社法改正にかかる実務的影響と対応～改正会社法施行前に押さえておくべきポイント」

講師:スペシャル・カウンセラー 弁護士 尾関 麻帆

上海オフィス顧問 銭 一帆

第 33 回(中国メインランド)

日時:2024 年 7 月 18 日(木)

「企業が注目する中国法制度の動向」

講師:パートナー弁護士 射手矢 好雄

第 34 回(中国メインランド)

日時:2024 年 9 月 19 日(木)

「中国消費者保護規制及びクレーム・紛争の最新動向」

講師:パートナー弁護士 若林 耕

◆グレーターチャイナ法務解説動画シリーズ

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾の法務に関する重要トピックについて解説を行う動画シリーズの配信を YouTube にて開始しました。

最新の解説動画は次の通りです。

[「中国の独占禁止法」](#)

3 月 19 日配信

講師:パートナー弁護士 矢上 浄子

[「台湾向け越境 EC の法務チェックポイント」](#)

1月 23 日配信

講師:台湾弁護士 吳 曉青

[「中国セクハラ規制の最新動向と対応【グレーターチャイナ法務解説】」](#)

12月 12 日配信

講師:中国弁護士 胡 絢静

本シリーズは随時の追加配信を予定しておりますので、ぜひ[チャンネル登録](#)をお願いいたします。

※ これまでに配信した法務解説動画は[こちら](#)からご覧いただけます。

II. Lawyer's Eye

両用品目輸出管理条例の施行(2024年12月1日)

日本弁護士 横井 傑
上海オフィス顧問 丁 益

※本稿は、AMT ニュースレター【経済安全保障・通商】「中国:両用品目輸出管理条例の制定、反差別調査の開始」に掲載された論稿の再掲となります。

2024年12月1日、中国の安全保障貿易管理の重要法令である「両用品目輸出管理条例」が施行された。両用品目とは、いわゆるデュアルユース品(民生用品でありながら軍事用等にも利用可能な物品)を指す。中国の安全輸出貿易管理の基本法は、2020年12月1日に施行された輸出管理法であるが、中国のデュアルユース品の輸出管理は、同法が施行された後も従来の実務を微調整したに留まっており、新法に基づく抜本的な制度改革は先延ばしになっていた。

今回の「両用品目輸出管理条例」の公布・施行は、制度改革の起点となり得るものであり、今後の実務の動向が注目される。

1. 中国におけるデュアルユース品輸出管理の変遷

中国には、従来、安全保障貿易管理を統一的に規律する法令はなく、核関連デュアルユース品目、生物関連デュアルユース品目、化学品など大量破壊兵器にかかる関連品目の輸出を規制する行政法規が個別に制定されているのみであった。

その後2020年12月1日に安全保障貿易管理の基本法として輸出管理法が施行された。同法の管理品目の定義が、大量破壊兵器関連のデュアルユース品目に加えて通常兵器関連のデュアルユース品目を排斥しない内容であったことで、安全保障貿易管理の適用対象が拡大されるのではないかと注目を集めた。しかしながら、その後実施細則や新たな管理リストが制定されず、実務は更新されてこなかった。

今回の「両用品目輸出管理条例」(以下「本条例」という。)の施行では、輸出管理法が具体化されたことに加え、従来の核関連デュアルユース品目や生物関連デュアルユース品目などの輸出を規制する行政法規が廃止されて本条例に統合された¹。また、2024年11月15日に両用品目輸出管理リスト(以下「管理リスト」という。)が公表され、本条例と同じ日である同年12月1日付けで施行となった。これによって中国の安全保障貿易管理法制は、大きく動き出したと評価できる。

2. 条例の全体像

(1) 許可制

本条例に基づいてデュアルユース品を輸出する際には、許可制が採用されている。輸出許可には、輸出毎に取得する個別許可のほか、包括許可、登録・情報記入方式の輸出証明書の取得の3種類がある。

従来は、輸出者は、事前に両用品目輸出業者登録が必要であったが、現在では輸出業者登録制度は廃止されている。

¹ 行政法規のうち、監督規制化学品管理条例、核輸出規制条例、軍用品輸出管理条例は、引き続き効力を有するので留意されたい。

(2) 管理品目

本条例の適用対象であるデュアルユース品は、「民用でありつつ、軍用又は軍事的潜在力の向上に資し、特に大量破壊兵器及びその運搬手段の設計、開発、生産又は使用に用いることができる貨物、技術及びサービスをいう。また関連する技術資料等のデータも含む。」と定義されており、輸出管理法における定義を踏襲している。

輸出管理品目は、既に輸出管理法でも規定されていたとおり、①管理リスト規制、②臨時管理、③キャッチオール規制の3つの方法で指定される。

既述のとおり、本条例の施行に合わせて新しい両用品目輸出管理リストが施行された。同リストは、既存の法令に添付されていた輸出リスト等を統合して各品目を系統的に整理して作成されている。なお、従前、新しい管理リストでは、これまであまり規制対象とされていなかった通常兵器関連の管理品目が追加されるのではないかという話もあったが、今回の管理リストでは特段追加は見られなかった。

3. 再輸出規制

輸出管理法では再輸出規制が規定されたことが注目を集めた。草案段階では、米国の Export Administration Regulations (EAR) に基づく再輸出規制類似の条項が規定されていたが、施行された法令では具体的な内容が削除され、再輸出に輸出管理法の適用がある旨の規定のみが残ったため、いかなる場合に輸出管理法が適用されるのか懸念されていた。

本条例は、以下のとおり、米国再輸出規制によく似た再輸出規制を規定しており、輸出管理法から一歩踏み込んだ内容を定めている。実務上、米国再輸出規制についてデミニマス・ルールが複雑で理解が難しい、再輸出時の原産国の判別が難しいなどの懸念が聞こえており、今後の規定次第では、中国再輸出規制についても同様の問題が生じる可能性がある。

- ① 中国産両用品目が一定割合含まれる両用品目の再輸出(デミニマス・ルール)
- ② 中国由来技術により中国域外で製造された両用品目の再輸出
- ③ 中国産両用品目の中国域外からの再輸出

4. 注視リストの導入

本条例では、米国の Unverified List (UVL) 類似の注視リストが導入された。輸出管理においては、管轄当局が各輸出取引におけるエンドユーザー及び最終用途を管理しているが、輸入業者、エンドユーザーの不協力によりエンドユーザー及び最終用途が確認できず、懸念が生じた場合には該当する輸入業者、エンドユーザーを注視リストに掲載することとなる。

輸出業者は、注視リストに掲載された輸入業者、エンドユーザーに対して輸出する場合に包括許可、登録・情報記入方式による輸出証明書取得申請などの簡易申請が使えなくなり、個別許可の際にもリスク評価報告書の提出と法令遵守誓約書の提出が必要となる。

5. みなし輸出

輸出管理法においては、貨物・技術・サービスが国境を越えて移動しているか否かにかかわらず、中国籍の組織・個人が外国籍の組織・個人に対してデュアルユース品を提供することも輸出とみなす(いわゆる「みなし

輸出」)との規制に注目が集まった。

しかしながら、本条例ではこの点について特に具体化はされていない。

6. まとめ

以上のおり、中国の安全保障貿易管理法制は、本条例の制定により動きをみせている。未だ更なる実施細則の制定が待たれる範囲は多く残っており、実務上の具体的な検討に入れる段階ではないが、今後の立法動向には引き続き注目が必要と思われる。

以上

III. 中国法令アップデート(主に 2024 年 10 月 1 日～10 月 31 日の法令を対象)

最新中国法令の解説

10 月を対象としている今号の注目法令は少ないところ、なんといっても「両用品目輸出管理条例」は留意が必要である。2024 年 10 月 19 日には本条例が、2024 年 11 月 15 日には両用品目輸出管理リストがそれぞれ公布され、いずれも同年 12 月 1 日から施行されることになった。

本条例は、国家の安全と利益の維持、不拡散等の国際義務の履行、両用品目の輸出管理の強化及び規範化を目的とする法令で、安全保障輸出管理の基本法として 2020 年 12 月 1 日に施行された輸出管理法の下位法に位置づけられる(米国の輸出管理規則(EAR)に相当する)。輸出管理法が施行されてからすでに 4 年が経過したが、ついに下位法令である本条例と本リストが公布・施行され、中国の安全保障輸出管理制度が始動したといえる。中国における輸出管理規制として理解しておく必要が高い。両用品目の中国域内から中国域外への移転のみならず、既に域外に輸出された規制品の第三国への輸出(いわゆる「再輸出」)についても一定の条件において域外適用がある点などが注目ポイントである。より詳細は、今号の Lawyer's Eye を参照されたい。また、本条例の和訳も作成しておりますので、ご入り用の方は[ニュースレターアドレス](#)までご連絡ください。

執筆担当: 日本弁護士 若林 耕

公布済み法令

<貿易・税関>

両用品目輸出管理条例

[ポイント] 両用(デュアルユース)品目に関する規定として、国务院は、「輸出管理法」に基づき「両用品目輸出管理条例」(以下「本条例」という。)を公布し、本条例は、2024 年 12 月 1 日から施行される。本条例の注目点として、以下の点が挙げられるが、詳細については今号の Lawyer's eye を参照されたい。なお、「輸出管理法」の施行時に、「みなし輸出」の取扱いについて注目が集まったが、本条例には、「みなし輸出」に関する規定は特に定められていない。

1. 両用品目に関する細則・リストの統一: 両用品目に対する輸出管理については、これまで分野別に複数の法令及びリストに基づき管理されていたが、本条例は、一部を除き、これらの法令を一本化し、両用品目に関する細則を統一するものである。また、2024 年 11 月 15 日、本条例に基づき、「両用品目輸出管理リスト」が公布され、本条例と同時に施行される。
2. 再輸出の範囲の明文化: 既に国外に輸出された規制品の第三国への輸出(いわゆる「再輸出」)に関して、「輸出管理法」上、「再輸出」については同法の適用がある旨のみが定められていたが、本条例では再輸出の範囲が定められ、一定の条件のもと域外適用が認められている。具体的には、中国域外の組織又は個人が、中国域外において、特定の仕向国・仕向地域又は特定の組織・個人に、一定の条件を満たす技術等を移転等した場合には、本条例を適用することができる旨定められた(49 条)。
3. 注視リストの導入: 輸入業者又はエンドユーザーが、エンドユーザー及び最終用途に関する商務主管部門の調査に協力しなかったことにより、エンドユーザー及び最終用途が確認できなかった場合には、商務主管部門は、該当する輸入業者、エンドユーザーを注視リスト(中国語: 关注名单)に掲載することができる旨が新たに定められた(26 条 1 項)。輸出業者が、注視リストに記載された者に両用品目を輸出する場合には、包括許可を申請できない等の一定の制限・不利益がある。

[原文] [两用物项出口管制条例](#)(国务院令 第 792 号)

[公布／公表機関] 国務院（国务院）
2024年10月19日公布、2024年12月1日施行
執筆担当：日本弁護士 芳賀洋一

草案・意見募集稿等

民営経済促進法（草案意見募集稿）

[ポイント] 民営経済促進法の「民営経済」という言葉は聞きなじみがない方が多いかもしれない。中国では、市場において国有企業が多く、長らく国有企業が優遇・優先され、民営企業（民間企業）が不合理に取り扱われる経済体制が継続しており、現在の不景気の一要因になっているとも言われている。

この度、司法部、国家発展改革委員会は、上記の民営経済の活性化や不合理な取扱いの廃止等を目的として、2024年10月10日、民営経済促進法（草案）の意見募集稿を発表した。民営経済促進法は、中国初の民間経済の発展に関する基礎的な法律である。この草案は、中国共産党の第20期中央委員会第3回全体会議（3中全会）の「改革のさらなる全面深化と中国式現代化の推進に関する決定」で、2024年立法計画に含まれていた（ただ、現時点においては、意見募集稿の段階で正式立法には至っていない。）。民営経済の発展環境を最適化し、各種経済組織が市場競争に公平に参加することを保証し、民営経済の健全な発展及び民営経済の人材の健全な成長を促進することを目的としている。その主な内容は、多分に抽象的な内容であるが、以下のとおりである。

1. 公平な競争を保障すること。市場参入ネガティブリスト以外の分野における民営経済組織を含む各種経済組織の法による平等な参入を保障し、公平な競争審査制度を実施し、入札募集・入札、政府調達等の行為を規範化する。
2. 投融資の環境を改善すること。民営経済組織が国の重大戦略及び重大プロジェクトに参加することを支援し、融資リスクの市場化分担メカニズムを確立し、健全化し、民営経済の投融資の環境を最適化し、制度的な取引コストを低減する。
3. 科学技術イノベーションを支援すること。民営経済組織が法により標準制定及び公共データ資源の開発利用に参加することを保障し、その知的財産権に対する保護を強化する。
4. 規範的な指導を重視すること。民営経済組織における共産党組織の政治的指導的役割を發揮させ、労働者の合法的權益を保護し、民営経済組織がガバナンス構造及び管理制度を整備し、腐敗防止及びガバナンス体制メカニズムを整備し、社会的責任を履行すること等を規定する。
5. 權益保護を強化すること。人身の自由の制限及び封印、差押え、凍結等の強制措置に関するものであり、かつ、法定の権限、条件及び手続に従って行うことを要求する。行政、刑事手段を利用して経済紛争に違法に関与することを禁止する。

[原文] 民营经济促进法（草案征求意见稿）

[公布／公表機関]司法部、国家発展改革委員会（司法部、国家发展改革委）

（意見募集期間：2024年10月10日～2024年11月8日）

執筆担当：北京オフィス顧問 李 加弟

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 射手矢 好雄(yoshio.iteya@amt-law.com)
 - 弁護士 森脇 章 (akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 中国弁護士 屠 錦寧(tu.jinning@amt-law.com)
 - 弁護士 尾関 麻帆(maho.ozeki@amt-law.com)
 - 弁護士 横井 傑(suguru.yokoi@amt-law.com)
 - 弁護士 唐沢 晃平(kohei.karasawa@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com